

- 近年、計画の策定等の義務付け等の規定（努力義務規定及び「できる」規定を含む。）が増加している。また、計画の策定を努力義務や任意としながら財政支援等の要件とするケース（実質的な義務付け）も増加傾向にある。【参考資料（P6～）参照】

※計画：地方公共団体又はその機関による計画、方針、指針、構想等をいう（以下同じ）。

- 計画の策定等の義務付け等により必要以上に地方公共団体に負担を強いることは、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障が生じかねず、地方分権改革の趣旨から適当ではない。

- こうした中で、令和3年の提案募集においては「計画策定等」を重点募集テーマに設定した。

各府省においては、地方公共団体にとって計画策定が負担となっていることを改めて認識いただくとともに、以下に掲げる「主な検討の視点」を踏まえた上で、「計画策定等」に関する提案について積極的な対応を検討していただきたい。

「重点募集テーマ」に係る提案についての主な検討の視点（案）

<計画の策定に係る提案>

	提案の内容	主な検討の視点
1	<p>計画策定の義務付けの廃止を求める提案 (重点番号：12、16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定に当たっては、法令上の内容や手続に関する規定を順守しなければならないが、計画の策定という手法は地方公共団体にとって負担の大きい手法である。それにもかかわらず、施策を推進する手法として、計画の策定という手法を採用し、義務付けまで行うのはなぜか。 ○ 計画策定以外の手法でも代替可能であり、義務付けを廃止すべきではないか。
2	<p>計画の策定規定の統合を求める提案 (重点番号：15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令上、同一の分野において類似する複数の計画に関する規定がある場合には、計画の策定規定の廃止や統合をすべきではないか。 ○ 仮に、計画の策定規定の廃止や統合が困難である場合には、類似する複数の計画の一体的策定や、計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなどの法令上の対応をすべきではないか。
3	<p>策定が努力義務、任意とされている計画や通知に基づく計画のうち、策定が実質的に義務付けられていると考えられる計画の見直しを求める提案（財政支援等の要件とされている計画） (重点番号：17、32)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令上の内容や手続に関する規定を順守しなければならない計画の策定を財政支援等の要件としているのはなぜか。また、地方公共団体が策定した計画を国においてどのように活用しているのか。 ○ 財政支援等の申請書類に記載される内容などにより、財政支援等の対象となる事業等が計画的に進められることが担保されるとともに、国が財政支援等を行う上で必要な情報が得られていれば、計画の策定を財政支援等の要件とする必要はないのではないか。

「重点募集テーマ」に係る提案についての主な検討の視点（案）

	提案の内容	主な検討の視点
4	<p>策定が任意とされている計画や通知に基づく計画のうち、策定が実質的に義務付けられていると考えられる計画の見直しを求める提案（財政支援等の要件とされている計画以外） （重点番号：27、31、33）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定が任意とされていても、都道府県の計画を前提として市町村の計画を策定することとしている場合や、地方公共団体が独自の基準を定めようとする場合には計画の策定を要することとしている場合には、計画の策定が実質的な義務付けになることから、かかる手法は見直すべきではないか。 ○ 国が各地方公共団体における計画の策定状況を公表している場合であっても、計画の策定はあくまでも任意であることを明確にすべきではないか。
5	<p>類似する計画や上位・下位計画による代替または他計画との一体的策定（以下「他計画による代替等」）を求める提案 （重点番号：15、17、31、32、33）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他計画による代替等を可能とする旨の規定を設けるなどの法令上の対応をすべきではないか。 ○ 他計画による代替等を可能とする上で支障となっている計画の策定・変更等の時期や計画期間に関する規定等について見直しをすべきではないか。また、地方公共団体が策定する計画に影響が及ぶ可能性がある国の計画の見直しの時期等についても十分な配慮が必要ではないか。
6	<p>通知に基づく計画の策定が任意であることの明確化を求める提案 （重点番号：33／管理番号：123）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令ではなく、通知によって計画の策定を求めている趣旨や目的は何か。 ○ 通知は技術的助言にすぎず、策定は義務ではない（任意である）ことや、通知の内容どおりに計画を策定する必要はないことを明確化すべきではないか。

「重点募集テーマ」に係る提案についての主な検討の視点（案）

＜計画の内容に係る提案＞

	提案の内容	主な検討の視点
7	計画期間の見直しを求める提案 (重点番号：13、14)	○ 地方公共団体において、現行の計画の検証を十分に行った上で次期計画を策定することができるよう、計画期間を延長すべきではないか。
8	計画の内容の見直しや簡素化を求める提案 (重点番号：4、13、32)	○ 計画の内容を義務付ける規定については、廃止又は努力義務化若しくは「できる」規定化をすべきではないか。 ○ 過去の勧告を踏まえて、内容に係る規定の例示化又は大枠化（※）をすべきではないか。また、計画に具体的な内容を記載する必要がある場合でも、計画の趣旨・目的に照らして必要最小限とすべきではないか。 （※）「～を基本として」／「～を勘案して」／「おおむね～」など
9	策定が努力義務、任意とされている計画や通知に基づく計画のうち、策定が実質的に義務付けられていると考えられる計画の内容の見直しを求める提案（財政支援等の要件とされている計画関係） (重点番号：32)	○ 計画の策定が要件として必要である場合でも、その内容や手続は財政支援等の内容に見合ったものとすべきではないか。例えば、計画に盛り込むこととされている内容であっても、事後的に確認できれば足りるような内容もあるのではないかな。

「重点募集テーマ」に係る提案についての主な検討の視点（案）

	提案の内容	主な検討の視点
10	技術的助言等の充実を求める提案 （重点番号：15）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が地方公共団体に対して計画の策定を求める以上、計画策定のために必要な情報やツールを国から提供するなど地方公共団体に対する技術的助言等の充実を図るべきではないか。

<計画の手續に係る提案>

	提案の内容	主な検討の視点
11	計画の策定や変更に係る手續の見直し（効率化、簡素化、負担の緩和等）を求める提案 （重点番号：17、28、29、30、32）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定や変更の際の地方公共団体における意思決定に係る手續についてまで、国が義務付け等をすべきではないのではないか。 ○ 計画の策定や変更の際に国が関与する目的は何か。その目的に照らし、国の関与を廃止又は必要最小限とすべきではないか。

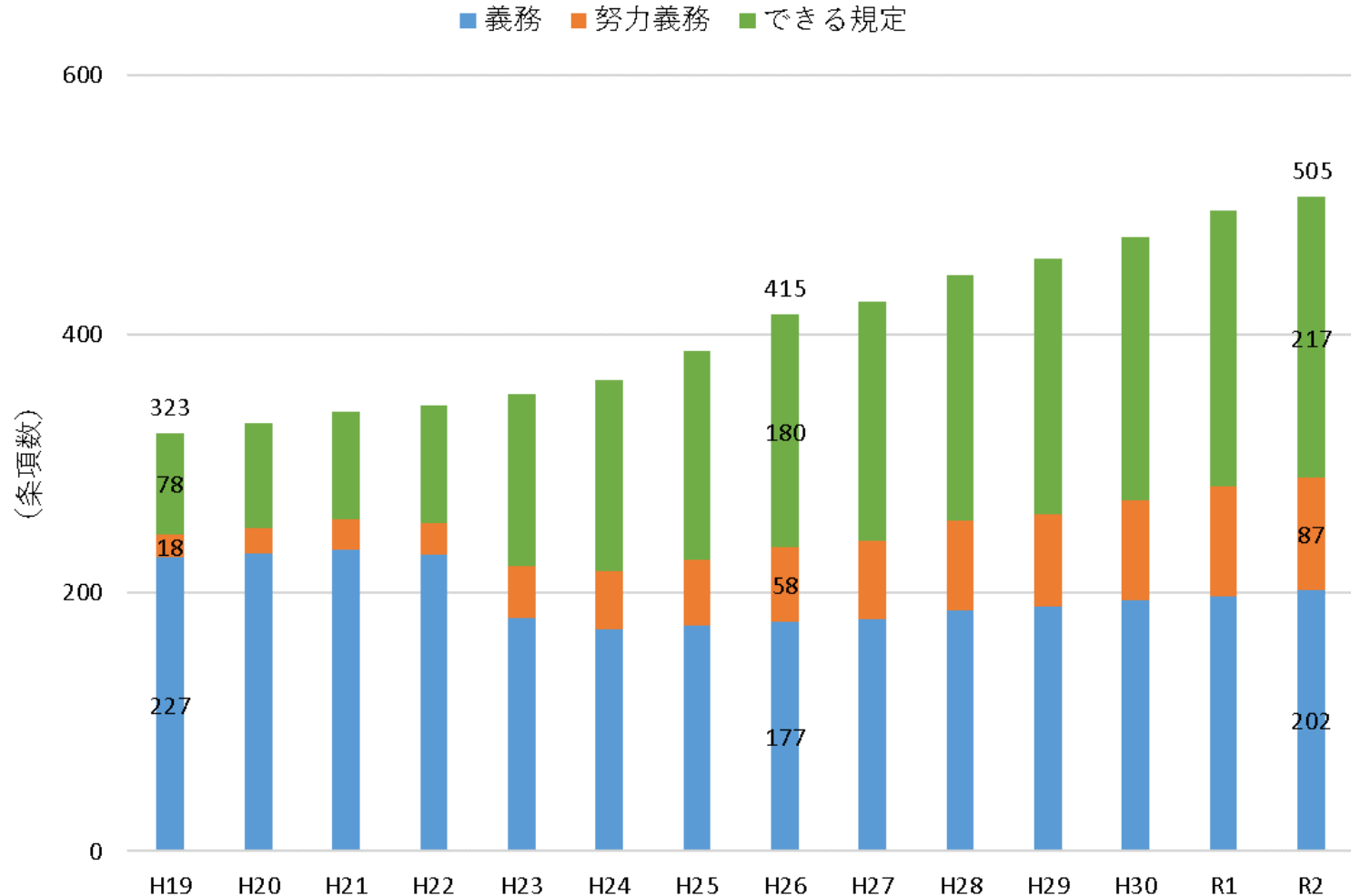
策定に関する条項について

- 計画等の策定に関する規定の令和2年12月末時点の条項数
全体:505条項[※](義務:202条項 努力:87条項 できる:217条項)
※ 1つの条項において計画の策定を義務付けるとともに別の計画の策定を「できる」とする場合があるため、「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。
- 策定を義務付ける規定については、平成24年まで減少したものの、新たな規定の創設により、その後は微増傾向が続いている。一方、努力義務規定、「できる」規定については増加傾向が続いている
 - ▶ 計画等の策定を義務付ける規定については、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)を受けた第1次一括法(平成23年5月公布)及び第2次一括法(平成23年8月公布)の成立等により、特に平成22年から平成23年にかけて大きく減少している。
- 法令上又は運用上、財政支援等の要件とされている計画等の策定に関する規定についても増加傾向が続いており、令和2年12月末時点において、「できる」規定のうち約4分の3の規定、努力義務規定のうち約3割の規定がこれに該当する
- 分野別にみると、特に、環境、農業、厚生といった分野で、策定を義務付ける規定が多く見られる
- 複数の地方公共団体が共同して計画等を策定すること(いわゆる「共同策定」)が法令やガイドライン等により明示的に可能とされている規定は全体の約16%に当たる80条項

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(3/6)

策定に関する条項数の推移（全体）

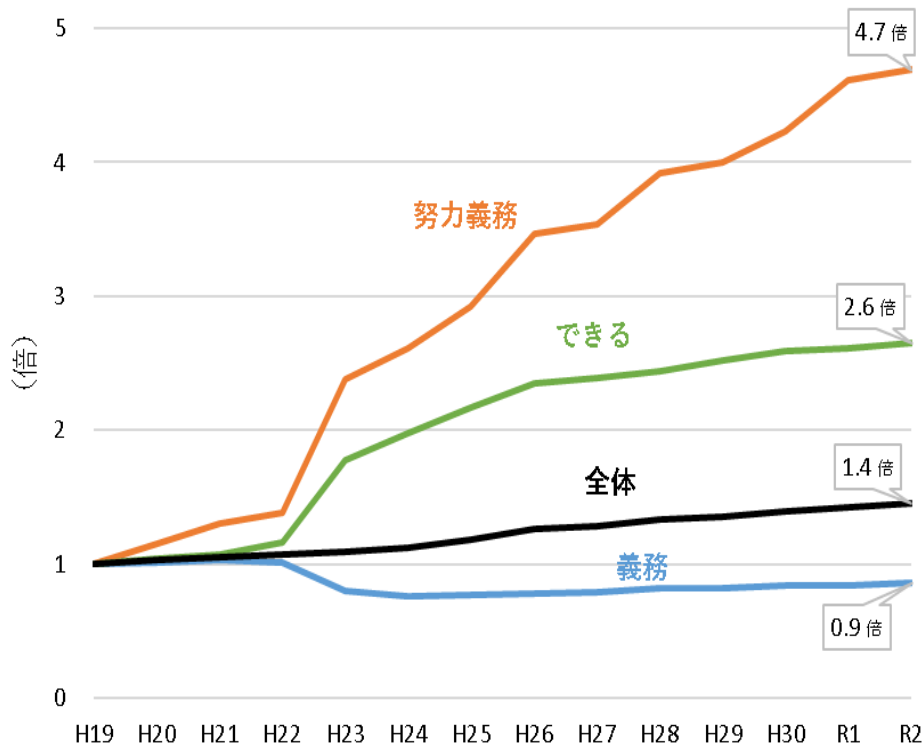


計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(4/6)

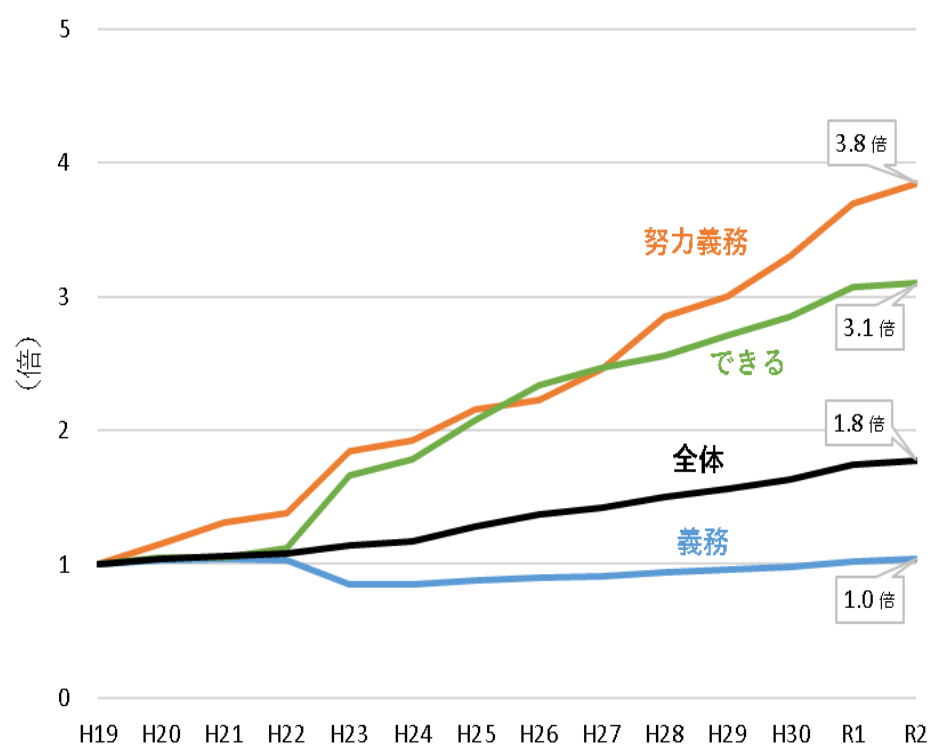
第2次勧告以降における条項数の増減の状況

(都道府県)



第2次勧告以降における条項数の増減の状況

(市町村)

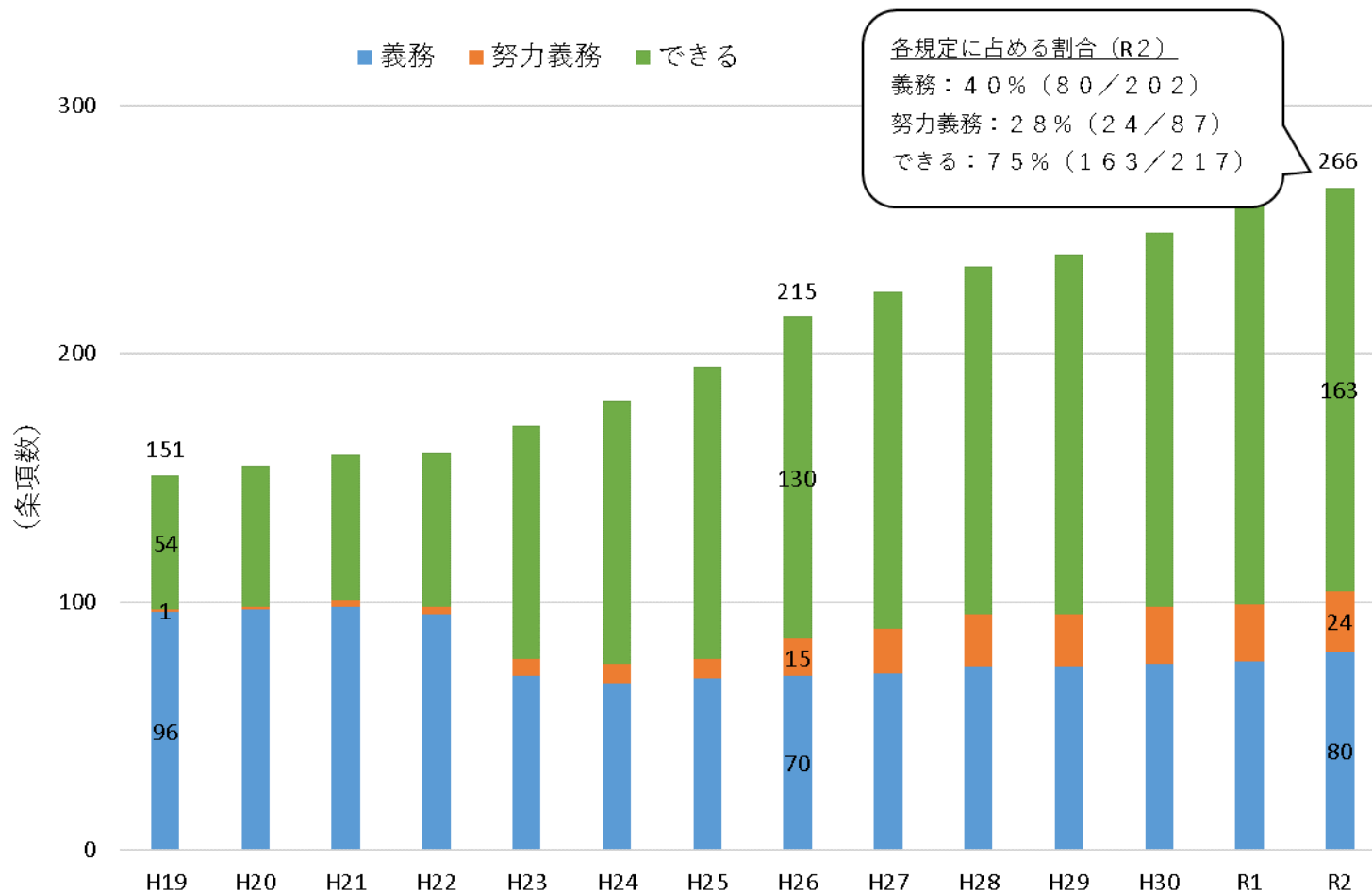


※ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告の基礎となった平成19年12月時点の条項数を基準に各年の条項数の倍率を算出したもの

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(6/6)

財政支援等の要件とされている条項数とその割合



(R2時点)法令で財政支援等の要件とされている条項※数は、上記の義務80条項のうち77条項、努力義務24条項のうち18条項、「できる」163条項のうち157条項

※規定例(「努力義務」の例) 第X条 地方公共団体は〇〇計画を策定するよう努めなければならない。
 第Y条 国は〇〇計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができる。

2 計画策定に関する規定の見直し

(2) 目指すべき方向

- 本来、地方自治体による計画の策定は、住民参加の下で各地方自治体が主体的に行うべきものであり、前述のような計画策定等に関する現状や課題を国に問題提起する必要がある。
- 地方自治体による施策の実行が計画的に行われるべきことは当然であるが、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などを見直しを求めていくことが必要である。
- また、関連する複数の分野においてそれぞれ個別計画を策定するよりも、各計画の政策目的をつなぎ合わせて総合的な計画をつくる方が、効率的かつ複合的な課題の解決には有効であり、趣旨・目的が重複している計画や、時代の変化によって必要性が低下している計画等は、統廃合などを見直しを行っていくべきである。
- そうした法令等を見直しと併せて、現在は計画策定等を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するためには、どのような財政的担保が求められるか検討していく必要がある。

地方分権改革の着実な推進

- 地方自治体の計画策定等を規定する法令が増加しており、策定を義務付けず「努力義務」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、地方自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多い。このような状況は、地方自治体の事務負担の増加のみならず、地域の現状や課題を踏まえ住民参加の下で各地方自治体が進める主体的な取組の阻害につながるため、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを所管府省庁において積極的に進めること。
- 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方自治体に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を、地方自治体ごとの行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模市町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量の確保に十分配慮すること。